

袋井市行政改革

実施計画

(平成23年度～平成27年度)

平成 22 年 12 月

袋 井 市

(目 次)

新たな「行政改革実施計画」の策定にあたって	P 1
1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	
(1)市民とのパートナーシップによるまちづくりの推進	P 2
(2)民間委託等の推進	P 14
(3)指定管理者制度の活用	P 18
(4)地方公営企業等の経営健全化と需要に対応した機能の強化 ...	P 20
2 行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織づくり	P 27
3 定員管理及び給与の適正化等	
(1)定員管理の適正化	P 33
(2)給与の適正化	P 35
4 人材育成の推進	P 38
5 公正の確保と透明性の向上	P 42
6 情報化の推進	P 47
7 自主性・自律性の高い財政運営の確保	
(1)歳入の確保と財源の創出	P 50
(2)経費の節減合理化等財政の健全化	P 57
(3)補助金等の整理合理化	P 61
(4)公共工事の効率化と品質の向上.....	P 63

新たな「行政改革実施計画」の策定にあたって

～ 前期の総括と今後の方向性について ～

袋井市では、平成 18 年度に「袋井市行政改革大綱」及び「袋井市行政改革実施計画」を策定し、市民にとって真に必要なサービスを、最小の経費で最大の効果をもって提供できる、簡素で、効率的な行政経営のシステム構築を目指し行政の「マネジメント改革」を推進してきました。

平成 18 年度から平成 22 年度までの実施計画では、大綱の方針のもと、31 施設への指定管理者制度の導入、職員数の適正化や特殊勤務手当の見直しなどに取り組み、平成 18 年度からの 4 年間で、累計 130.1 人工、2,294 百万円の行政改革の効果を創出しました。

また、スクールガードボランティアや農地・水・環境保全活動の促進などをはじめとして、市民と行政とが協力し合い協働してよりよい公共サービスを供給するための具体的な仕組みづくりやその実践にも取り組んでまいりました。

今後の袋井市においては、財政状況の見通しは依然として厳しく、我々は、行政サービスの質を維持しながらも、より簡素で効率的・効果的な行政経営を図っていかねばなりません。

このため袋井市では、「袋井市行政改革大綱」に定めた方針に基づきこれまでの実施計画を検証した上で、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間で計画期間とする新たな実施計画を策定し、さらなる行政改革に取り組みます。

新たな実施計画では、行政と市民とのパートナーシップをより強化することでそれぞれの役割と責任を担い合う「協働」による公共サービスの提供や、これまで推進してきた民間委託や指定管理者制度の安定的な運用を図るとともに、より効果的な手法の実現を目指します。

また、行政改革を推進する上で不可避の課題である人件費や物件費についても削減や合理化に努めるとともに、情報公開の徹底や職員の資質の向上、公共工事の品質の確保などにより、行政の一層の信頼性の確保を目指します。

さらに、今後の行政改革の推進に当たっては、特にスピード感を持って重点的に取り組む必要のある項目について、毎年度「重点取組項目」及び「アクションプラン」を作成し、徹底した進行管理と実効性の確保に努めます。

今後とも、市民と行政とが一体となって、強い決意と結びつきのもと、経営資源を最大限に有効活用した生産性の高い行政経営により、「人も自然も美しく活力あふれる 日本一健康文化都市」の実現を目指し、不断の努力を続けてまいります。

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1)市民とのパートナーシップによるまちづくりの推進

事業コード	取組項目	頁
1-1-1	市民と行政のパートナーシップによる新たなまちづくりの推進	3
1-1-2	提案公募型協働事業による市民活動の拡充	4
1-1-3	防犯活動の促進による犯罪抑止環境の形成	5
1-1-4	交通安全の推進による事故発生件数の減少	6
1-1-5	地域防災力の強化	7
1-1-6	農地・水・環境保全向上対策事業による農村景観の保全管理	8
1-1-7	市民農園開設による農地の有効利用	9
1-1-8	廃棄物の減量化による環境負荷の低減	10
1-1-9	のびのび園庭グリーン事業による施設環境の向上	11
1-1-10	地域子育て支援システム事業等による地域と一体となった子育て環境の形成	12
1-1-11	介護支援ボランティア制度による介護予防の推進	13

市民と行政のパートナーシップによる 新たなまちづくりの推進

(企画政策課)

現状と課題

少子化・高齢化の進展、多様化する市民ニーズ、地域ごとに異なる要望への対応など、今後とも行政サービスが肥大化・多様化することが予想され、現行のサービスを維持することが難しくなっている。

このような中、将来的にも安心・安全で活力ある地域社会をつかっていくために、地域のことを最も良く知る地域住民自らが課題を共通認識し、その対応についても地域が主体的に取り組んでいく新たなまちづくりを構築する必要がある。

取組の概要

行政が担っている事業のうち、「市民が主体」、「市民と行政が協働」で取り組む方が効果的、効率的と考えられる事業を選定する。選定した事業の是非や、実施の仕方について、市民参加の検討会での議論や先進地視察を通じて、平成 23 年度を目処に仕組の案を構築する。

並行して、実施が容易と考えられる事業については、試行により実績を重ねるとともに成果の検証を行う。平成 24 年度以降も試行を重ねつつ、熟度の高い地域において徐々に本格的な導入を目指し、平成 27 年度までに相当数の事業についてパートナーシップの推進を図る。

市内 13 公民館区域毎の取り組みを想定しているが、導入にあたっては地区の特性を考慮する。

効果

市民と行政の役割分担を整理し、行政が担っている事業の一部について地域の自主的な取り組みに委ねることにより、より大きな事業成果と執行の効率化を目指すものであり、結果として行財政改革の促進に繋がる。

地域にとっては、自らの地域の課題解決に主体的に取り組むこととなるため、地域コミュニティの再生や地域活性化という効果が期待される。

提案公募型協働事業による市民活動の拡充

(地域振興課)

現状と課題

社会環境の変化によって、地域社会が抱える様々な問題は、多種多様化している。こうしたことから、行政だけによる公共サービスの提供には限界があり、市民ニーズにきめ細やかに対応することができる市民活動が、今、地域社会に欠かせない存在となっている。

このため、市民の持つ熱き思い、経験、技術を生かした思い切ったアイデアや、行政とは違う視点からのサービスなどの事業提案を行政と協働で実施することが求められている。

このような状況下、平成 17 年度に「協働まちづくりに関する指針」を策定し、また、平成 19 年度から「協働まちづくり事業」を開始し、地域の課題解決に向け取り組んでいるが、より一層の事業展開・充実が望まれる。

取組の概要

事業のPRを積極的に行い、市民活動団体が積極的に事業提案し、事業が実施できるよう、事前の協議・調整を密にするとともに、提出書類の簡素化にも努める。

また、行政が設定するテーマや課題に対して、市民からのアイデア・企画を募り事業化する行政提示型協働事業の創設についても検討するとともに、これまで実施した事業についても現状を検証し、必要に応じて支援を行う。

みんなで目指す数値目標

効果

市民の柔軟な発想と市民自身が地域課題を解決しようという強い意志に支えられ、行政とは異なる視点でのアイデアを積極的に取り入れることで、協働に対する理解が深まるとともに、市民サービスの向上が図られる。

実施事業件数
毎年度 15 件
市民活動団体数
160 団体
ふらっと利用者数
7,800 人

年次計画(年度毎)						
	H23	H24	H25	H26	H27	
実施事業件数	15 件					
市民活動団体数	152 団体	154 団体	156 団体	158 団体	160 団体	
ふらっと利用者数	7,600 人	7,650 人	7,700 人	7,750 人	7,800 人	

防犯活動の推進による犯罪抑止環境の形成

(地域振興課・生涯学習課・学校教育課)

現状と課題

安心・安全なまちづくりのため、各地区において防犯組織が設立され、各学校では保護者・地域住民がスクールガードボランティアを組織するなど、市民による防犯活動の実施により、犯罪の発生件数は減少傾向にある。

今後も継続的な取組を推進していくため、自主防犯組織への支援や想定される児童数の減少による保護者のボランティア数の減少に対応することで、地域、学校、行政や警察等とが一体となった防犯対策を推進する必要がある。

※(参考：犯罪発生件数) H19：1,069件、H20：952件、H21：824件

取組の概要

自主防犯組織への支援を行うとともに、行政と警察署、地区組織が連携して、地域ぐるみで防犯意識の向上を図っていく。

スクールガードボランティアについては、児童数の減少で保護者のボランティア数が減ることも予想されるので、地域住民で継続して活動を維持できるように努める。

みんなで目指す数値目標

効果

地域、学校、行政や警察など様々な組織が連携しパートナーシップを強化することで、地域社会全体で犯罪を抑止する環境を形成していくことができる。

犯罪発生
件数
740件
スクールガードボランティア
登録者数
1,570人

年次計画(年度毎)				
H23	H24	H25	H26	H27
犯罪発生 件数 800件	790件	770件	750件	740件
スクールガード ボランティア 登録者数 1,520人	1,520人	1,520人	1,550人	1,570人

スクールガードボランティアは、児童数の3割以上の確保を目指す。

交通安全の推進による事故発生件数の減少

(地域振興課)

現状と課題

本市の交通事故発生件数は、平成 20 年に大幅に件数を減らしてはいるものの、概ね 800 件前後で推移しており、平成 21 年度現在では、775 件となっている。

交通事故の削減を図るためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通マナーを向上させていくことが大切である。

このため、交通指導隊や各地区の交通安全会と連携し、交通安全活動への参加を促進し、交通安全意識の高揚を図る。

取組の概要

平成23年春に開署予定の（仮）袋井警察署や、地区交通安全会など行政と市民が連携し、交通安全講習会の開催により、子供から高齢者まで地域ぐるみで交通安全意識の高揚を図っていく。

また、自治会からの要望に対応し、カーブミラーや交通安全施設の設置を進め、交通事故の抑止に取り組む。

効果

市民の交通安全に対する意識の高揚が図られるとともに、安全で安心な地域環境が形成され、交通事故発生件数の減少につながる。

みんなで目指す数値目標

交通事故発生
件数
740 件
交通安全教室
受講者数
21,400 人

年次計画(年度毎)					
	H23	H24	H25	H26	H27
交通事故 発生件数 820 件		790 件	770 件	750 件	740 件
交通安全教室 受講者数 20,900 人		21,100 人	21,200 人	21,300 人	21,400 人

地域防災力の強化

(防災課)

現状と課題

昭和 51 年に東海地震説が発表され 30 数年が経過し、いつ地震が起きても不思議ではない状態と言われ、又近年、異常気象により全国的な集中豪雨が発生し、各地で浸水や土砂災害による被害が発生している。

これらの災害による被害を最小限に留めることが、本市が取り組むべき最も大きな課題の一つであり、災害が起こる前の減災に向けた取組、被害の軽減、迅速な復旧のため、市民、企業、行政が一体となって、地域防災力を高めることが求められている。

※ (参考：防災事業所登録件数) H19：65 件 H20：152 件 H21：152 件

取組の概要

地域防災指導員、防災委員、消防団員など地域防災をリードする人材を育成するために、研修会や講習会を行うとともに、各種防災訓練への積極的な参加を促進し、防災意識の高揚を図る。消防団については、地域や社会情勢の変化に合わせて組織や活動内容の見直しを行い、消防及び水防体制のさらなる強化を促進する。

また、災害時応援協定や防災協力事業所制度、消防団協力事業所制度等を積極的に活用し、民間企業が持つ人材や技術、物資等の協力・支援により、市民、自主防災組織、消防団、企業が一体となった、災害時の地域防災力の強化を図る。

効果

みんなで目指す数値目標

市内の事業所等が保有する資源（資機材、不動産、施設、物品、人材、技術等）を把握し、防災協力事業所として登録していただくことにより、市と地域が連携した防災体制の構築を促進し、さらに地域防災力を強化する。

防災協力事業所
登録件数
200 件

年次計画(年度毎)

	H23	H24	H25	H26	H27
防災協力事業所 登録件数	160 件	170 件	180 件	190 件	200 件

農地・水・環境保全向上対策事業による

農村景観の保全管理 (農政課)

現状と課題

農業者の高齢化や非農業者の混在化の進展により、多様な生物を育み、防災や景観形成などの役割を持つ農地の多面的機能を守る働きが弱まっている。このため、農業者と非農業者により結成された活動組織が、農地や農業用水等の保全活動、また農村の自然や景観を守る活動に取り組んでいる。

平成 21 年度末で 22 活動組織、1,903.9ha、袋井市の農用地面積の 52.2%となっている。しかし、国の補助事業が平成 23 年度終了予定であり、その後の活動について、財政面や取組方法等の検討が必要である。

取組の概要

地元自治会などを中心に非農業者を含めた活動組織をつくり、地域の実情に応じた活動計画を作成し、地域の資源や環境を守る共同作業を行うことを支援してきた。

さらに、地元住民の意向により、保全区域と活動組織の拡大に取り組むが、本補助事業が平成23年度で終了予定であり、国や県の状況を注視していく。

効果

農地、農業用水等の資源を地域共同の財産として地域住民が一体となって管理することにより、美しい農村景観の保全が図られるとともに、地域住民の環境に対する意識の高揚が図られる。

みんなで目指す数値目標

協定面積
2,017ha
活動参加人数
32,000人

年次計画(年度毎)				
H23	H24	H25	H26	H27
協定面積 1,961ha	1,961ha	1,978ha	2,017ha	2,017ha
活動参加人数 31,000人	31,000人	31,500人	32,000人	32,000人

市民農園開設による農地の有効活用

(農政課)

現状と課題

平成21年度末、耕作放棄地の解消や市民の健康づくりの場として、市営市民農園(2箇所)、民営市民農園(4箇所)で、229区画を開設している。

今後も、より身近で利便性の高い市民農園を市内にバランス良く整備し、農地を有効活用するため、特に民営市民農園の開設について促進していく必要がある。

取組の概要

民営市民農園の開設を促進するため、開設希望者を募り、必要な法手続に関する助言を行う。

また、開設された市民農園について運営をサポートするとともに、市民農園のPRを推進する。

効果

平成26年度までに、市内の市民農園総区画数を550区画まで増加させることを目標とする。

市民の力による民営市民農園の開設を促進することにより、市民のいきがづくりと健康づくりに寄与できる。

みんなで目指す数値目標

市民農園
総区画数
(利用者数)
累計550区画

年次計画(年度毎)				
H23	H24	H25	H26	H27
総区画数 (利用者数 :1人1区画)				
370区画	430区画	490区画	550区画	

廃棄物の減量化による環境負荷の低減

(環境政策課)

現状と課題

本市では、自治会による資源ごみの回収や市民団体・事業者・市が連携したマイバック運動、レジ袋有料化によるレジ袋の削減の促進など、廃棄物の減量化に取り組んできた結果、平成21年度の市民1人1日当たりのごみの排出量は628gとなっている。廃棄物の減量化は、市民1人ひとりの取組が大切であることから、引き続き市民、事業者、市が協働して廃棄物の減量化に取り組む必要がある。

また、リサイクル率は20～25%前後で推移しているが、3R（リデュース：減らす、リユース：繰り返し使う、リサイクル：再資源化）の推進などを通して、環境保全意識をさらに高める必要がある。

取組の概要

生ごみ処理機や堆肥化容器の普及により燃やせるごみの減量化を促進するとともに、リサイクル可能な菓子箱や紙袋、メモ用紙などの雑紙を資源として回収するための啓発を行う。雑紙等の資源化の啓発により古紙集団回収事業を活発化させ、ごみの排出量の減量と資源化率の向上を図る。

みんなで目指す数値目標

効果

市民協働により燃やせるごみの減量化が図られ、更には分別による資源化率（リサイクル率）が向上することで、環境への負荷の減少が図られるとともに、市民と協働して減量化に取り組むことにより行政経費の節減を図ることができる。

1人1日当たり
ごみ排出量
618g
リサイクル率
30.8%
生ごみ処理機設置台数
2,280台

年次計画(年度毎)		H23	H24	H25	H26	H27
排出量	619g	619g	619g	619g	618g	
【基本年度H15に対し10%削減】						
リサイクル率	30.9%	30.9%	30.9%	30.8%	30.8%	
生ごみ処理機設置台数	1,990台	2,060台	2,140台	2,210台	2,280台	

のびのび園庭グリーン事業による施設環境の向上

(教育企画課)

現状と課題

体や環境に優しい特性を持つ芝生を園庭に利用し、子どもたちの体力向上や情緒の安定を図るため、「農を活かしたまちづくり」の一環として、市内のすべての公立幼稚園・保育所において園庭の芝生化を実施する。この取組をとおして、職員、保護者、子ども、地域ボランティア、NPO法人が連携して地域ぐるみで、子育て環境を充実させていく。

取組の概要

職員、保護者、子ども、地域ボランティア、NPO法人が連携協力して芝生の移植から日常管理までを行う。また、NPO法人と委託契約を結び、日常管理の指導・助言を受ける。

効果

芝生の施工から日常管理に至るまで、保護者や市民の参加は、いろいろな場面が想定される。そのため、園庭の芝生化をとおして、職員、保護者、子ども、地域ボランティア、NPO法人が連携して取り組む場を設定することで、これからのまちづくりに不可欠であるパートナーシップを醸成することができる。

みんなで目指す数値目標

管理運営組織
(保護者、地域住民
ボランティアを含む)
の確立園数
累計 17 園
(市内全園)

年次計画(年度毎)				
<i>H23</i>	<i>H24</i>	<i>H25</i>	<i>H26</i>	<i>H27</i>
若草幼・今井幼 三川幼(予定)				
	(実施園ずつ確立)			
累計6園	8園	14園	17園	

地域子育て支援システム事業等による地域と一体となった子育て環境の形成

(すこやか子ども課)

現状と課題

核家族化の進展により、祖父母等子育ての手本となる人や子育ての相談や指導・援助をしてくれる人などが身近にいない状況にあり、家庭の子育て機能が低下している。更に、地域内で母子同士の交流が希薄化することで、友達のできない母親や育児の仕方が分からず孤立している母親が増えている。

これらの母親に、地域住民とのふれあい、友達さがし、子育ての情報交換や相談などを行う機会や場所を提供し、自分に合った子育てを見だし、親としての自信につなげていき、子どもが体も心も健やかに育つ家庭づくりの支援が必要である。

取組の概要

地域の子育て経験者が子育ての指導をしたり、子育て中の母親同士が交流や相談をしたりする場として、「あさば子育て広場」のような地域における子育て支援のシステムや、乳幼児をもつ母親達が公民館や子育て支援センターを拠点に活動する「母親クラブ」など子育てサークルの活動を支援・促進していく。

また、地域における子育て支援の連携やネットワーク作りを進め、平成 26 年度までに子育て支援システムを 2 カ所（現行 1 カ所）、子育てサークルを 7 グループ（現行 6 グループ）に増やすことを目指す。

効果

地域における子育て支援のシステムや「母親クラブ」などの子育てサークルの活動を支援・促進することにより、母親の孤立や悩みの解消や自分にあった育児の方法を取得できるような場を増やし地域力を生かした子育て環境の充実を図る。

介護支援ボランティア制度による介護予防の推進

(いきいき長寿課)

現状と課題

本制度は、高齢者自身が社会参加活動が続けることにより、いつまでも元気で自立した生活を送ることができることを目的とし、65歳以上の高齢者が、市の指定を受けた介護施設で行ったボランティア活動に対しポイントを付与し、そのポイントの合計に応じて、ポイント転換交付金を支給する制度で、平成22年度に導入した。

今後、ボランティア登録者数を増やしていくことや、現在、介護施設で行っているボランティア活動を、将来的には在宅支援へ展開し、制度の充実を図ることが課題となっている。

【目標数】H22：150人、H23：250人、H24：330人、H25：400人

取組の概要

老人クラブなど的高齢者組織をはじめ、ボランティア団体、自治会の協力によりボランティア登録者数を増やしていくとともに、対象活動範囲を現在の介護施設のみから、将来的に在宅支援にも広げていく。

効果

より良い介護サービスを提供するために、介護保険制度では覆いきれない介護支援(隙間を埋める活動)を、市民ボランティアの皆さんとの協働で行う必要がある。こうしたボランティア活動に生きがいを感じ、元気になり、PPK(ピンポン叫)により健康長寿を全うしていただくことが、結果として介護・医療費の縮減につながる。

このことは同時に、地域で活躍するボランティアを掘り起こすことになり、地域力の向上が図られる。

みんなで目指す数値目標

ボランティア
登録者数
400人
要介護認定者
の割合
11.0%

年次計画(年度毎)				
H23	H24	H25	H26	H27
登録者数	250人	330人	400人	400人
要介護認定者の割合	11.8%	11.6%	11.4%	11.2%
			11.2%	11.0%

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(2)民間委託等の推進

事業コード	取組項目	頁
1-2-1	学校給食センター業務の民間委託	15
1-2-2	水道の検針・徴収等包括的民間委託の導入	16
1-2-3	下水処理場の効率的な管理運営委託の導入	17

学校給食センター業務の民間委託

(学校教育課・教育企画課)

現状と課題

袋井市立学校給食センター運営協議会の検討結果を受けて、2つの学校給食センターに加え、新たな学校給食センターを設置して、公立幼稚園を含めた市内小中学校の給食を公設民営の共同調理場方式で実施する方針を決定してきた。

今後は、まず新学校給食センターの基本計画を作成する中で、調理業務及び配送業務をどのように民間委託するかを具体化する必要がある。また、既存の2つの学校給食センターについても、いつから、どのような方法で民営化していくのかについて具体的な計画を作成する必要がある。

取組の概要

平成 25 年 9 月の供用開始を目指す新学校給食センターについては、公設民営により調理業務と配送業務を民間の業者に委託し、事業実施の効率化を目指す。

現在、正規職員や臨時職員で運営している浅羽学校給食センターについても、新学校給食センターの稼働を機に、調理業務と配送業務を民間の業者に委託していく。

耐用年数を残した袋井学校給食センターについては、当分の間、現状の運営方法で存続し、耐用年数を迎えた時点（平成 34 年以降）で浅羽学校給食センターと統合して調理業務と配送業務を民営化していく。そして、将来的には、袋井市の学校給食を民営化された2つの学校給食センターで対応し、事業の効率化を進めていく。

効果

民間事業者のノウハウの活用により、業務の効率化と人件費の削減が図られる。

水道の検針・徴収等包括的民間委託の導入

(水道課)

現状と課題

現在の水道に関する業務は、検針業務以外は職員が行っているが、これまでも水道料金・下水道使用料の一括徴収化や督促状等のハガキ化など、事務の効率化の推進を図ってきたところである。

しかし、最近では、景気低迷や家庭での節水意識の高まりにより、水道の給水収益が落ち込んできていることから経費の節減など、さらなる事務の効率化が求められている。

取組の概要

すでに委託している水道の検針業務を含め、窓口業務や水栓の開閉栓業務、徴収業務を一括して民間企業へ委託する包括的民間委託について、先進都市の事例を研究するとともに、委託する業務の内容、期間から委託経費を算定する。

水道事業会計は、企業会計として独立採算制により運営しているため、この委託経費と削減可能な人件費等との比較により効果的な手法の検討を行い、実施についての判断をした後、包括的業務委託の導入を図る。

平成 23 年度には、民間委託に向けた情報収集や先進地視察を実施し、包括的民間委託導入に関する基本方針について検討する。平成 24 年度には仕様書等を作成し業者選定を行う。その後、詳細調整や引き継ぎを行い、平成 25 年度から包括的民間委託の導入を目指す。

効果

一括して民間企業へ委託することで、民間企業の創意工夫による市民サービスの向上が期待できることや、職員が行っている業務を民間委託することで職員数の削減等による経費節減（目標：職員 2 名分人件費▲9,700 千円）が期待できる。

下水処理場の効率的な管理運営委託の導入

(下水道課)

現状と課題

下水処理場の維持管理費は、年々増加傾向にある。そのコスト縮減のためには、民間の創意工夫・効率化を働かせ、直営で行っている薬剤等の調達事務等を含めた委託方式の導入を検討する。

取組の概要

現在、下水処理場の維持管理は、運転管理のみ民間事業者に委託しているが、更なるコスト削減と効率的な運営を図るため、光熱水費、薬剤費、修繕料などまで含めた委託内容及び業者選定方法を検討し、効率的な管理運営を図る。

平成 23 年度には内部組織の検討委員会において包括的民間委託などの導入の有効性、可能性について検討を行い、基本方針を策定する。平成 24 年度には仕様書等を作成し、審査委員会を設置・開催して業者選定する。業務の詳細調整や業者の引継を実施して、平成 25 年度から包括的民間委託などの新たな委託方式の導入を目指す。

効果

現在の仕様書に基づく運転業務委託に比べ、直営で行っている薬剤等の調達事務等を含めた委託により全体の維持管理費の節減（目標：職員 2 名分人件費▲14,000 千円）が図られる。

- 下水処理場の維持管理費の節減
- 公共用水域の水質保全

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(3) 指定管理者制度の活用

事業コード	取組項目	頁
1-3-1	指定管理者制度の活用	19

指定管理者制度の活用

(総務課)

現状と課題

市では、地方自治法の改正により創設された公の施設の指定管理制度を平成 18 年度から延べ 31 施設に導入している。

指定管理者制度の趣旨を理解し、施設の設置目的を達成するため、今後は指定管理者が適切な管理運営を実施しているかを監視し評価することで、より効率的・効果的な施設運営に活用し、本市の実情に応じた「選定→公募→評価→再検討」の“マネジメントサイクル”を確立する必要がある。

取組の概要

現在、市が直営する施設や今後新設される施設について、法体系や社会環境の変化等を考慮しながら、制度適用の適否について検討する。新規導入にあたっては、約 1 年半を標準的な導入準備期間とし、公平かつ適正な選定を進めるとともに円滑な引継を進める。

また、すでに制度を適用している施設については、施設の設置者としての管理・監督責任を適切に果たすため、指定管理者によるサービスの提供が適正かつ確実に実施されているかを把握し、継続的に監視するモニタリング機能を強化する。

あわせて単なるコスト削減に止まらず、サービスの質的向上も含めて多角的で分かりやすい評価制度を確立し、施設の運営方針や更新時の募集要項に反映させることで、制度の安定的・継続的な活用による管理運営を推進する。

効果

制度導入により、施設のより効果的な管理運営と民間事業者の創意工夫を活かしたコスト削減や施設利用者へのサービス向上を促進することができる。

また、モニタリング機能の強化や評価制度の確立により、指定管理者の取組意欲を高め、指定管理者のレベルアップと民間のノウハウを最大限発揮できる環境を整えることができる。

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(4)地方公営企業等の経営健全化と需要に対応した機能の強化

事業コード	取組項目	頁
1-4-1	統合による新病院の建設	21
1-4-2	市民病院事業経営の見直し	22
1-4-3	市営駐車場事業経営の見直し	23
1-4-4	水道事業経営の見直し	24
1-4-5	下水道事業経営の見直し	25
1-4-6	農業集落排水事業経営の見直し	26

統合による新病院の建設

(市民病院管理課)

現状と課題

「施設・設備の老朽化」「医師確保」「救急医療充実」「経営効率化」の問題に対応するため、ともに施設の建て替え時期を迎えている掛川市立総合病院と統合し、新たな病院を建設する。

取組の概要

平成 25 年春の新病院開院に向け、平成 21 年 7 月に設立した新病院建設事務組合や掛川市立総合病院と協力し、平成 22 年度は基本設計、実施設計を作成し併せて造成工事を完了させ、平成 23 年度から病院本体の建築工事を開始し、新病院への移行準備を本格化させるなど、新病院建設事業を着実に推進する。

効果

市民が健康で幸せに暮らすことができるよう、将来にわたり安全・安心で質の高い医療を地域内で確保するため、異なる自治体病院を統合し、二次医療圏に対応する病院の再編ネットワーク化を図る。

- 質の高い医療の提供
- 二次医療を中心に充実した救急医療体制の構築
- 健康増進・健康管理に貢献
- 災害時の拠点整備
- 医療従事者が働きがいを持てる環境整備
- 経営の効率化と経営形態の見直し
- 統合による施設建設費及び医療機器等更新経費の負担軽減

市民病院事業経営の見直し

(市民病院管理課)

現状と課題

中期経営計画(平成17年度～22年度)での取り組みや、国の「公立病院改革ガイドライン」を受け、新たに「袋井市民病院改革プラン(平成21年度～25年度)」を策定した。

今後は、同プランにより、一層の経営効率化を図るとともに円滑な新病院への移行を果たすため、現病院の経営を堅持する必要がある。

取組の概要

「袋井市民病院改革プラン」に基づき、各部署において数値目標達成に向けた取り組みを行い、職員一丸となって経営効率化に努める。

決算認定後には取り組みの内容について点検・評価を行い、結果を公表する。

効果

現病院の経営効率化を推進し、平成23年度において経常黒字を達成するとともに、新病院開院まで経常黒字を維持する。

市営駐車場事業経営の見直し

(地域振興課)

現状と課題

平成 17 年度をピークに利用者の減少に伴い、使用料収入が減収となっている。

こうした中、平成 19 年から 3 年間指定管理者制度による運営を行い、人件費や管理運営費の削減を図っており、引き続き平成 22 年度から 5 年間、指定管理者による運営を行う。

また、中期経営計画を作成し、計画的、効率的な駐車場経営を行うことで管理経費の削減を図る。

取組の概要

指定管理者による効率的な運営を行うとともに、平成 22 年度において平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間の計画期間とする新たな中期経営計画を策定していく。

また、毎年剰余金が発生した場合は、大規模な修繕や施設の拡充に備えるための駐車場事業基金積立金に積み立てており、今後も引き続き、経費の削減を図る中で積立額の増加を図る。

効果

指定管理者の導入により、直営時と比較し経費の削減を図るとともに、中期経営計画を策定することにより、経営方針を明確にして着実な事業展開ができる。

水道事業経営の見直し

(水道課)

現状と課題

水道事業は、建設の時代から施設の更新を含む維持管理業務中心の時代へ移行しているが、安全で安心な水の供給のためには、計画的・効率的な施設の更新が必要である。また、災害時・渇水時などに備えた危機管理対策の必要性も増している。

このような中、水道事業を適切に経営していくには、更なる見直し・検討が必要である。

取組の概要

水道事業を安定的かつ効率的に経営するために、経営診断を行い、課題や問題点を明らかにし、より効率的な経営を目指す。

また、安定的な経営を目指すため、中期経営計画を策定し、経営環境の分析や収益確保のための検討などを行い、経営の健全化を図る。

効果

水道事業経営の安定化、健全化により、安全・安心な水を安定的に供給することができる。

みんなで目指す数値目標

営業収支比率
110.0%

年次計画(年度毎)				
H23	H24	H25	H26	H27
営業収支比率				
107.2%	107.9%	108.6%	109.3%	110.0%

下水道事業経営の見直し

(下水道課)

現状と課題

本市の平成 22 年 4 月の下水道普及率は 35.5%と県内平均 57.6%に比べ低く、公共用水域の水質保全と市民の生活環境改善を図るためには、公共下水道事業の健全な経営や公共下水道を効果的に拡大し、普及率の向上を目指す必要がある。

取組の概要

下水道事業を効果的、効率的に実施するため、既成市街地など人口の集中する地域を中心に下水道の整備を実施し、普及率の向上を図る。

また、自立的な経営を目指すため中期経営計画を策定し、経営環境の分析や使用者の受益に対する負担が適正であるかなどの検討を行い、経営の健全化を図る。

効果

下水道の効率的な普及により、下水道の使用料収入が確保され、安定した経営が確保される。

- 公共用水域の水質保全
- 市民の生活環境向上
- 下水道事業の健全な経営

みんなで目指す数値目標

下水道普及率
38.5%

年次計画(年度毎)				
H23	H24	H25	H26	H27
下水道普及率				
36.1 %	36.7 %	37.3 %	37.9 %	38.5 %

農業集落排水事業経営の見直し

(下水道課)

現状と課題

大日地区の農業集落排水事業への接続率は96.4%であり、今後の使用料収入は、大幅な増収を見込めない状況である。

また、施設建設の財源となった起債償還額も残っており、特別会計総支出額に占める公債費も高い状況であることから、農業集落排水事業の運営は、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にある。

今後は、処理場の維持管理費等の経費縮減により経営の健全化に取り組む必要がある。

取組の概要

中期経営計画を策定し、地元との協働による管理運営により一般管理及び施設の維持管理業務の経費の削減に努める。

効果

地元との協働による施設の管理を行うことにより、処理場の維持管理の節減や施設の長寿命化、水質の保全が図られる。

- 維持管理費に対する経費回収率の向上
- 農業集落排水事業の健全な経営
- 公共用水域の水質保全

みんなで目指す数値目標

経費回収率
39.3%

年次計画(年度毎)				
H23	H24	H25	H26	H27
経費回収率				
36.7%	37.4%	38.1%	38.7%	39.3%

2 行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織づくり

事業コード	取組項目	頁
2-1-1	組織機構の見直し	28
2-1-2	浅羽支所のあり方の検討	29
2-1-3	行政経営システムの運用と改善	30
2-1-4	消防本部・指令業務の広域化	31
2-1-5	待機児童の解消に向けた保育体制の検討	32

組織機構の見直し

(総務課)

現状と課題

多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化などに的確に対応するため、必要に応じて組織機構の見直しを行い、簡素で効率的な行政運営を行うことができる体制の構築に努めている。

現在、国では“地域主権改革”を目指し、平成 22 年 6 月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、基礎自治体への大幅な権限移譲を進めるため、所要の法案等を平成 23 年の通常国会に提出することとしている。

激変する社会情勢の中、行政の担う役割に的確に対応した効率的かつ効果的な組織機構を構築するとともに、「定員適正化計画」に基づく職員数の削減を踏まえ、事務量のフラット化を図る必要がある。

取組の概要

新たな行政課題や権限移譲事務などの新規事業を含めた重点事業への対応などを考慮した上で、日々変化する社会経済情勢にスピード感を持って対応するため、

“組織のスリム化・効率化”の観点から、必要に応じて随時組織機構の見直しを行う。

また、市民と行政とのパートナーシップのまちづくりを推進する中で、公共的サービスの担い手となり得る市民や各種団体との連携を促進する組織づくりや市民にわかりやすい組織機構とするための見直しを行う。

効果

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対し、効率的かつ効果的な対応が可能となる。

パートナーシップのまちづくりを推進することにより、これまで行政が担っていた業務の一部を市民や各種団体に任せることで、組織の一層のスリム化が図られる。

浅羽支所のあり方の検討

(総務課・市民サービス課)

現状と課題

浅羽支所は、市南部地域の住民の利便性と行政の効率性の両面から、本庁との役割分担を含めた見直しを行い、平成 22 年度現在 2 課体制で住民票発行等の窓口業務や浅羽地域の道路・河川などの生活基盤の維持管理業務を行っている。

合併後 5 年を経過し、長期的視点に立ち真に必要な行政サービスと南部地域全体の生産性の向上を図っていくため、支所機能の今後のあり方について検討するとともに、平成 23 年度から教育委員会が本庁舎へ移転することに伴い発生する庁舎空きスペースの効率的な利活用の検討が重要な課題となっている。

取組の概要

地域の利便性や実情、行政サービスの質や業務の効率性などを総体的に考慮し、南部地域の住民ニーズに対応した体制を構築するため、浅羽地区地域審議会、南部自治会連合会長等会議や市議会と協議しながら、平成 22 年度中に今後の支所のあり方について検討し、決定する。

また、庁舎の利活用については、隣接施設のメロープラザ、浅羽図書館、浅羽保健センター、浅羽郷土資料館等の施設との連携を図り、他の行政部門への転用や市民の地域活動の拠点としての活用について、平成 22 年度中に広く検討し方針を決定した上で、状況の変化に応じた対応を図る。

効果

南部地域住民の利便性及び行政の効率性が確保できるとともに、浅羽支所庁舎の空きスペースを有効利用することにより、支所庁舎の有効活用が図られる。

行政経営システムの運用と改善

(企画政策課)

現状と課題

総合計画後期基本計画を着実に推進するためには、真に必要な事業を選択的に実施することと、行政経営資源（予算、人、施設等）を最適に配分することが不可欠である。

このため、本市の行政規模に見合った、有効に機能する行政経営システムを改善しながら運用していく。

取組の概要

事業毎に作成した事業評価表により、事業の目的を明確にし、目標の達成度や費用対効果などの検証を行うシステムの運用と定着を目指している。

このシステムにより、事務事業を実施する所属においては事業レベルのPDCAサイクルを機能させ、政策を総合管理する所属においては各事務事業が政策目標達成に有効に機能しているか政策レベルのPDCAサイクルを機能させることになる。

その評価（Check）結果は、翌年度以降の予算編成や組織機構の見直しなどに改善（Action）という形で反映していくことになる。

効果

- 目的達成に向けた継続的な事業実施上の改善が推進できる。（職員の経営意識の向上と政策論議の推進）
- 限られた行政経営資源の最適配分検討が可能となる。（メリハリの効いた施策展開の推進）
- 政策ベースでの行政情報の可視化ができる。（わかりやすい行政の実現）

消防本部・指令業務の広域化

(防災課)

現状と課題

近年、災害の大規模化・多様化に加え、少子高齢化の進展に伴う救急ニーズの高まりなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、この状況に迅速かつ的確に対応するため、消防庁は平成 18 年に消防広域化に関し消防組織法を改正した。

災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化等、消防力を強化するため、消防管内人口 30 万人規模の消防救急広域化を実現する必要がある。

取組の概要

平成 22 年度から袋井市森町広域行政組合と磐田市で組織する中遠地域消防救急広域化推進協議会を設置し、関係市町及び消防本部等で検討・協議を行い「広域消防救急運営計画」を作成し平成 24 年度中の消防救急広域化の実現を目指す。

また、消防指令業務の効率的な運用を図るため、袋井市森町広域行政組合、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市で組織する中東遠地域消防指令業務共同運用推進協議会を設置し、消防指令センターのシステム構築を一本化し平成 24 年 4 月の共同運用の開始を目指す。

効果

消防組織を再編することで、中遠地域での広域的な組織化を図り、迅速で効果的な出動態勢の構築や、人員配置の効率化による現場体制の充実・高度化により消防力を強化することができる。

また、中東遠地域での広域的な消防指令業務の共同運用により、施設整備や維持管理に要する経費の節減とともに指令部門の職員を減員して現場活動職員を増員するなど、消防体制を強化することができる。

待機児童の解消に向けた保育体制の検討

(すこやか子ども課)

現状と課題

本市には、保育所の入所を待っている待機児童が、平成 22 年 4 月時点で 42 人いる。この待機児童に象徴される保育需要の増加と、多様化する保育ニーズに対応するため、「袋井市幼児教育等施設整備計画」を作成し、既存保育所の増築や新設保育所の建設、幼稚園での預かり保育の拡充などの施策を展開しているが、保育需要の動向を再検証するとともに、保育制度の改正再編など国の動向を情報収集し、更に検討を重ねていく必要がある。

取組の概要

平成 22 年度に 0～5 歳児の児童を持つ保護者を対象に保育需要調査を実施し、分析を行う。この結果に基づき、既存の幼稚園については、幼保園としての施設の統合や再編、民営化など、幼稚園と保育所の一元的活用を検討し、平成 20 年度に策定した「幼児教育等施設整備計画」の見直しを図る。

効果

保育所の定員を拡大し待機児童の解消を図るとともに、多様な保育サービスを実施し、子育てを支援することで、健全な児童の育成を行う。

みんなで目指す数値目標

保育所待機
児童数
0人

年次計画(年度毎)

H23 H24 H25 H26 H27

愛野こども園開園 市中央部保育所開園 幼稚園と保育所の一元的活用
市中央部保育所建設

待機児童数 30人 待機児童数 10人 待機児童数 0人

3 定員管理及び給与の適正化等

(1)定員管理の適正化

事業コード	取組項目	頁
3-1-1	職員数の削減	34

職員数の削減

(総務課)

現状と課題

国・地方ともに行財政改革の推進が喫緊の課題となっている中で、定員管理の適正化は極めて重要な項目である。このような中、本市においては、平成 22 年までの「定員適正化計画」を策定し、組織機構の見直しや民間委託等の推進により、定員の適正化に努めてきた。しかしながら、市民病院を除く各部門については、権限移譲事務や制度改正等の増加により、人員が不足したため、退職者補充等を行い、業務量に見合った人員配置を行った結果、計画より増員となった。

課題については、権限移譲等による特殊要因の参入方法等が問題である。

取組の概要

国で検討されている定年延長の動向を踏まえ、定員適正化計画を新たに平成 22 年度中に作成し、職員数の削減を行う。また、多様な経験をもった人材を配置する場合は、再雇用制度などの手法を利用し、効率的な人事配置を行う。

効果

少数精鋭で組織・定員の簡素合理化を図ることで、人件費を抑えることができ、本市の健全財政の維持と効率的な行政運営を行うことができる。

みんなで目指す数値目標

平成 27 年 4 月 1 日現在
職員数 (一般職)
504 人

年次計画(年度毎)					
	H23	H24	H25	H26	H27
職員数 (市民病院を除く)	548 人 (▲6人)	542 人 (▲8人)	534 人 (▲7人)	527 人 (▲14人)	504 人 (▲9人)

3 定員管理及び給与の適正化等

(2)給与の適正化

事業コード	取組項目	頁
3-2-1	職員給与の縮減	36
3-2-2	特別職報酬等の見直し	37

職員給与の縮減

(総務課)

現状と課題

職員の給料、手当は、国及び県の制度を基本として、袋井市職員の給与に関する条例及び規則に従い、支給している。諸手当の中で、住居手当については、近隣市の状況を踏まえ検討した結果、平成 24 年度までに廃止する方向となっている。

取組の概要

給与及び手当について、市民の納得が得られる支給内容とするため、毎年度、人事勧告に準じた改正を行っている。平成 22 年度においては、公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差を解消するため、55 歳を超える職員の給料月額の下下げを重点に改定を行うとともに、期末・勤勉手当（ボーナス）の支給率を 0.2 月分引下げる改定を行う予定である。特に、持ち家に係る住居手当については、平成 22 年度から半額の 2,000 円にしたところであるが、他市の状況や動向を調査し、廃止していくこととする。

また、旅費についても、これまでの旅費の執行状況を確認し、出張に係る日当、宿泊料などの経費を調査・検討し、市民に納得が得られる支給内容となるよう見直し作業を行う。

平成 23 年度以降においては、国の人事院勧告や他市の給与等の状況を確認しながら支給内容等の検討を行っていくとともに、人事院勧告に基づく給料及び諸手当の改正作業を行う。

効果

市民の理解と納得が得られる適正な給与制度の構築と人件費に対する財政負担の軽減により、健全な財政の維持が図られる。

特別職報酬等の見直し

(総務課)

現状と課題

現在、袋井市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償並びにその支給に関する条例等により、各種委員会委員やその他非常勤特別職の職員等に報酬等の支払いを行っているが、活動の実態に見合った額や支給方法となっているかが課題である。

取組の概要

特別職の報酬等の見直しについては、特別職報酬等審議会において審議し決定することとなっているため、平成 22 年度においては、2 回の報酬等審議会を開催し、市長、副市長、教育長の給料及び退職手当の額等について、県内各市の人口規模や予算規模等と給料月額や年間支給額を比較するとともに、職責及び人事院勧告、他市の報酬額等の改正についての動向を基に、特別職の報酬等が、市民に納得が得られる支給内容であるかの検討を行う。また、教育委員、選挙管理委員や自治会長などの非常勤特別職の活動内容や活動実績資料を基に、職務の特殊性や責任の度合いも勘案して、業務に見合った適正な報酬となるよう見直し作業や月額報酬を日額化することの検討を行う。

平成 23 年度以降においても、社会経済情勢及び周辺他市等の動向を踏まえ、審議会を開催し、適正な報酬等のあり方について検討していく。

効果

時代の流れに即した特別職等の報酬額とすることで、市民の理解と納得を得ることができる。

また、非常勤特別職の報酬についても、活動内容や実績を考慮したものとするすることで、市民の理解と納得を得ることができる。

4 人材育成の推進

事業コード	取組項目	頁
4-1-1	職員の資質の向上	39
4-1-2	人事考課制度の充実	40
4-1-3	ワン・ステップアップ運動の推進	41

職員の資質の向上

(総務課)

現状と課題

袋井市人材育成基本方針に基づき、「思いやりと向上心を持って市民とまちとともに成長する職員」を目指して人材育成を効果的に進めるため、職場環境の改善、職員研修、人事管理が相互に連携を深めるとともに、総合的な取組を行っている。今後も引き続き意欲と能力を備え、袋井市の未来に向かって積極的に行動できる職員を育成していく必要がある。

取組の概要

意欲と能力を備え、袋井市の未来に向かって積極的に行動できる職員を育成していくため、年度当初に年度毎の職員研修計画を作成していくとともに、平成 23 年度には、新たな「人材育成基本方針」を策定し、平成 24 年度から 28 年度までの期間は、その方針に基づき、各事業を実施していく。

<年度毎の研修計画での取り組み>

- 1 人を育てる職場環境づくりを推進する。
 - ・ コミュニケーションの推進（磐田・掛川との合同研修などを通じた職員交流）
 - ・ 職員の健康管理（定期健康診断実施、婦人科検診などの実施）
- 2 人材育成型の人事管理を推進する。
 - ・ 多様な人材の確保（職員採用試験における人材発掘）
 - ・ 効果的な人事異動（自己申告書を有効に活用した人事異動の実施）
 - ・ 適正・公正な勤務評定（評定を実施し、その結果を昇給や昇格等に反映）
- 3 職員の能力開発を支援する。
 - ・ 自己啓発支援の強化（前期・後期年 2 回の通信教育の受講支援）
 - ・ 職場研修の活性化（日常の中での管理・監督者による所属職員の資質向上）
 - ・ 職場外研修の充実（接遇・政策形成・メンタルヘルス・人権問題管理者・監督者・新規採用職員研修などの実施）

効果

人材育成基本方針に基づき、職員の意欲と能力を開発し、「市民に役立つ人」として育てることで、市民サービスの向上が図られる。

人事考課制度の充実

(総務課)

現状と課題

人事考課制度は、給与や人事管理及び人材育成に活用するため、平成 17 年度から実施されてきているが、客観性、透明性や納得性を確保することが重要であり、そのためには制度の適正な運営が必要である。

取組の概要

勤務評定については、3月1日及び10月1日を基準日として、その日に在職する職員について、3月においては前年の10月1日から2月末日までの期間、10月においては4月1日から9月末日までの期間の業務実態等を正確性、迅速性、実績、責任感、積極性、協調性、研究心、執務態度、知識及び技術、理解力、表現力の11項目を基に評定を行っている。

また、人事評価の信頼性を高め、実効あるものとするため、被評定者に自己評価させるとともに、評価者と被評価者との面談等を実施し、業務上の目標等の明確化、業務遂行状況の振り返り、人材育成の観点からの指導・助言等を行っている。

今後は、毎年度実施される勤務評定に関し、客観性、透明性や納得性を確保するため、公務員制度改革における人事院の人事評価方法などを研究するとともに勤務評定研修の内容等を充実させていく。

効果

業務実績に応じた公平公正な評価を実施し、その評価結果を給与等に反映させることで、職員の仕事の充実感や満足感を高め、効果的な人材育成が図られる。

ワン・ステップアップ運動の推進

(総務課)

現状と課題

平成19年度から実施しているワン・ステップアップ運動は、行政改革の下支えとして、職員一人ひとりが身近なところから仕事を見直し、改善・改革を行う運動である。運動開始から4年が経過し、取組事例も数多く報告されていることから、今後は、職員の「知恵」や「知識」を共有化し、活用していくシステムの確立が必要である。

※(参考:実績提案件数) H19:637件、H20:541件、H21:568件

取組の概要

毎年度、職員が取り組んだ仕事や事務上の見直し・改善事例を取りまとめ、優秀な事例については、発表会及び表彰を行うことで、職員のモチベーションの向上と組織の活性化につなげる。

また、庁内ポータル機能を活用して事例の検索支援システムを構築し知識の蓄積と組織的な活用を図り、職員が運動に取り組みやすい環境を整備する。

実績提案件数は、職員一人ひとりの事務改善意識の醸成を図り、“ひとり1改革”をスローガンとして職員1人につき1件の提案を目指す。

みんなで目指す数値目標

効果

職員一人ひとりの「知」を組織全体で活用し、簡素で効率的な行政経営が可能になる。

実績提案件数
毎年度
職員1人1件
(600件)

年次計画(年度毎)				
H23	H24	H25	H26	H27
実績提案 件数	580件	600件	600件	600件
検索システム構築				

5 公正の確保と透明性の向上

事業コード	取組事項	頁
5-1-1	外部監査制度の導入	43
5-1-2	積極的な情報公開	44
5-1-3	公文書管理の適正化	45
5-1-4	事務処理マニュアルの充実	46

外部監査制度の導入

(監査委員事務局)

現状と課題

現在、地方自治法に定める監査委員制度により、市の財務・事業や財政援助を行う団体等の事務・業務について監査を行っている。

監査の専門性・透明性を高め、公正かつ透明性の高い行政運営に資するため、監査機能の強化が必要である。

取組の概要

監査機能の強化に対する方策として、平成 23 年度に地方自治法の一部改正がある予定であり、この中で監査制度が抜本的に改正される。

その内容を踏まえて、平成 23・24 年度に同制度を研究し、平成 25 年度からの導入を検討する。

効果

監査機能の独立性及び専門性の一層の充実を図り、更なる公正の確保と行政及び監査の透明性の向上に努める。

積極的な情報公開

(総務課)

現状と課題

現在、市では、職員の定員・給与の状況、予算・決算を始めとした財務状況や主要事業の入札状況など、行政の内部情報について広報紙やホームページ等で公表するとともに、情報公開法に基づいた情報公開制度により、市の公文書公開を推進している。

今後とも、市政への信頼の確保のため、市民が求める説明責任を十分果たし、公正な執行と透明性の向上に努める必要がある。

※(参考:情報公開条例に基づく公開請求件数) H19:738件、H20:555件、H21:568件

取組の概要

市政に関する種々の情報の公表時期、内容及び方法を再検討し、市民にわかりやすい提供に努めるとともに、より積極的な情報公開を推進する。

また、情報公開制度による公開請求が年々増加傾向にあることから、各課の事業の紹介をはじめ取組結果を含めた事業の概要など、市民が求める情報を事前に開示や提供ができるよう検討し、積極的に情報を開示することで、制度に基づく情報公開請求の抑制を図り事務の省力化と市民との情報の共有化に努める。

効果

市民が求める情報を積極的に開示することで行政運営の透明性を高め、市民の理解と納得が得られることで市政への信頼の確保につながる。

公文書管理の適正化

(総務課)

現状と課題

保存期間満了前の誤廃棄や倉庫への放置など、昨今、国や地方公共団体による公文書管理上の不適切な事例が発生していることを受け、平成21年6月に「公文書等の管理に関する法律」が成立し、平成23年から施行されることとなった。

このような背景をうけ、公文書を、「作成→保存→利用」の段階を通じて、統一的に管理していくことが大きな課題となっている。

※（参考：文書保存箱数） H19：2,081箱、H20：2,044箱、H21：2,389箱

取組の概要

現在の文書管理規程と実情とのギャップを把握するため、現場確認や庁内調査を実施し、文書管理に関する課題や要望の収集を行う。

その後、収集した文書管理の課題等に基づき、「整理・保管・廃棄」といった各段階に対応した文書管理の詳細ルールを検討・作成し、それに基づいた保存作業を行いながら文書管理ルールの定着を目指す。

また、文書の誤廃棄や行方不明を防止するとともに、過去の記録の検索性を高め業務の効率化を図るため、保有する文書の目録化と随時文書の所在を特定できる文書管理システムを構築する。

効果

市の意思形成過程も含め公文書を体系的に整理・保存することができ、情報公開請求に迅速に対応することが公文書を市民の知的資源として後世に伝え、現在及び将来の市民に対する説明責任を果たすことが可能となる。

事務処理マニュアルの充実

(総務課)

現状と課題

市では、平成18年度に「事務処理チェックリスト」を作成し、各事務事業の処理の流れや留意すべき事項を一覧化した。

複雑化・多様化する市民ニーズや民間委託等の推進による行政が担う業務の専門化・高度化への対応と、誰が実施しても正確で等質なサービスを提供するためには、不適切な事務処理を防止し手順を統一化するとともに、組織としての監視機能を強化する必要がある。

取組の概要

平成18年度に作成した「事務処理チェックリスト」を定期的・継続的に点検・更新して最新の状態で保管・活用することで、業務内容の把握を容易にし、事務処理の適正化やサービス水準の均衡を図る。

また、全職員が閲覧し活用できるよう内部でデータベース化し「見える化」することで、ノウハウの共有化と相互監視機能の強化に努める。

また、よくある質問について回答集を作成し、事務の効率化や迅速化を図るとともに、市民の利便性を高めるためホームページへ公表する。

効果

行政内部の事務改善や事務引継に活用できるとともに、事務処理の平準化・効率化が図られ市民からの信頼の確保につながる。

また、事務処理マニュアルの見直しを行うことで、制度改正等への的確な対応や、ムダ・ムラを排した効率的な事務処理につながる。

6 情報化の推進

事業コード	取組項目	頁
6-1-1	同報無線のデジタル化	48
6-1-2	証明書自動交付機の導入	49

同報無線のデジタル化

(防災課)

現状と課題

市の同報無線設備は、合併前の旧市町が整備したものを継続して使用しているため、導入後 29 年が経過し老朽化が進んでいることに加え、市役所（袋井地区）と支所（浅羽地区）でそれぞれで放送を行う必要がある。

また、アナログ式の設備のため、平成 22 年度中に導入する全国瞬時警報システム（Jアラート）との接続ができず、緊急放送等を迅速に行うことができない状況である。このため、同報無線の放送を一元化するとともに、デジタル化を実施する必要がある。

取組の概要

同報無線放送の一元化と機器のデジタル化を実施することにより、全国瞬時警報システムとの接続が可能になり、住民への迅速な情報伝達が可能になる。

平成 23 年度には、放送の一元化を行うための同報無線統合卓を導入する。平成 24 年度には放送のデジタル化のための電波調査を行い、平成 25 年度に浅羽地区、平成 26 年度に袋井地区の無線設備のデジタル化工事を行う。

効果

同報無線放送の一元化により住民への迅速な情報伝達が可能になる。また、全国瞬時警報システム（Jアラート）を同報無線に接続することにより、緊急地震速報等の緊急放送を行うことが可能になり、災害時に住民の安全確保を図るうえで重要な情報伝達手段として活用することができる。

証明書自動交付機の導入

(市民課)

現状と課題

現在、証明書は市役所市民課、支所市民サービス課及び月見の里学遊館にて交付を行っており、時間外には、市役所市民課及び支所市民サービス課で水曜日午後8時まで、市役所市民課では、日曜日午前中に証明書交付を行っている。

時間外の証明書交付件数は、年々増加傾向にあり、市民のニーズに対応、また、窓口における混雑時の証明書交付の待ち時間の短縮や事務の合理化を図るため、自動交付機の導入検討をする必要がある。

取組の概要

先進事例を参考にし、自動交付機の導入方法、導入時の経費及び維持管理費と設置場所、稼働時間等導入効果を研究し、証明書自動交付機導入に向けて検討する。

効果

窓口における証明書交付のための時間短縮や時間外における証明書発行が可能となり、市民サービスの向上が図られる。

窓口の証明書交付に係る事務を軽減し、その他の各種届出や手続きの対応に重点的に人員を割くことができ、窓口でのサービスの向上が図られる。

みんなで目指す数値目標

自動交付機
利用率
50%
38,000件

年次計画(年度毎)					
	H23	H24	H25	H26	H27
導入検討 方針決定		設置 利用率 20%	30%	40%	50%

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(1) 歳入の確保と財源の創出

事業コード	取組事項	頁
7-1-1	使用料・手数料等の見直し	51
7-1-2	企業誘致の促進	52
7-1-3	下水道使用料の見直し	53
7-1-4	新たな財源の創出	54
7-1-5	延長保育の有料化	55
7-1-6	下水道接続率の向上	56

使用料・手数料等の見直し

(財政課・関係各課)

現状と課題

使用料・手数料等の見直しについては、平成 21 年度に設定基準を策定し、コスト（原価）主義による算定を行い、平成 24 年度までの 3 年間において、各担当課において、施設の利用促進と経費節減、事務の効率化に努めることとした。

取組の概要

新規事業の予算化に当たっては、使用料・手数料等の設定の可否を検討するとともに、既存の使用料・手数料等についても、対象事業とのバランス等を考慮し、3 年ごとに定期的な点検を行う。

また、使用料・手数料等の見直しに合わせ情勢の変化等に伴い、減免の必要性や減免率の妥当性についても検討する。

平成 21 年度の見直しでは、試算結果を使用料・手数料等に転嫁する前に、まず、施設の利用促進による稼働率の向上や事務改善による経費節減等を推進することとしたため、次回の定期見直しとなる平成 24 年度に向け、職員 1 人 1 人がコスト意識をもって施設運営や事務の効率化に取り組むこととする。

平成 24・27 年度の 3 年ごとの定期見直しにおいては、再度、適正な額を検証した上で使用料・手数料等の改定を行うとともに、併せて設定基準の見直しを行う。

効果

各種行政サービスに係る受益者負担の原則と公平性の確保及び効率的な施設運営、事務処理の効率化が図られる。

企業誘致の促進

(商工課)

現状と課題

地域経済の活性化はもとより、雇用機会の確保、更には財政基盤確立のため、これまで、企業誘致を推進してきたが、平成 20 年秋以降の経済の低迷に伴う設備投資意欲の減退等から、新たな企業誘致は極めて厳しい状況に直面している。今後においては、自治体間における競争も更に激化するものと思われる。

取組の概要

山科東工業団地をはじめ、企業所有の未利用工業用地への企業誘致を積極的に行うとともに、次期工業用地開発に向けた検討を行っていく。

- 1 工業団地の早期分譲
＜山科東工業団地＞
庁内推進体制の充実、企業訪問の強化を図る。
- 2 企業所有の未利用工業用地への工場立地促進
＜鷺巣地区・新池地区＞
企業との連携強化、情報発信を図る。
- 3 次期工業用地の開発に向けた検討
＜小笠山山麓開発＞

取組目標としては、山科東工業団地への早期企業立地を目指すとともに、未利用工業用地への企業導入を図る。

効果

優良な企業を誘致することで、雇用の場が創出されるとともに、関連産業が活性化されるほか、固定資産税、法人市民税の税収が見込まれ、財政基盤の確立が図られる。

下水道使用料の見直し

(下水道課)

現状と課題

本市の公共下水道は、供用開始後概ね 10 年を経過したが、平成 22 年 4 月の下水道普及率は 35.5%と県内平均 57.6%に比べ低い状況である。

使用料収入は、維持管理を賄う程度になっているが、汚水処理費を賄う状況にはなっていない。

また、使用料単価も低いことから、経営の見直しとアクアパークあさばの増設後の維持管理費の状況を踏まえ、長期収支計画の視点に立った適正な下水道使用料の設定が必要である。

取組の概要

使用料については、アクアパークあさば増設後の維持管理費等を含めた将来の下水道事業の収支状況を把握し、適正な負担を確保するための見直しを行う。

平成 24 年度は、下水道使用料懇話会を設置し健全な下水道事業の経営のあり方や使用料について意見を求める。平成 25 年度は、懇話会より提出された意見書に基づき下水道事業の経営や使用料について検討を行い、経営の健全化や公平な負担が図られる使用料の設定に向け手続きを進める。平成 26 年度から適正な使用料に改定する。

効果

適正な負担区分に基づく使用料の見直しを行うことにより、負担の適正化が図られ下水道事業の経営健全化が図られる。

- 受益に対する負担の適正化
- 下水道事業の経営の健全化
- 経費回収率の向上

新たな財源の創出

(企画政策課)

現状と課題

地域主権の流れの中、多様化・高度化する行政需要に柔軟に対応するためには、自主財源の確保が非常に重要な課題である。

市税をはじめ、使用料・手数料の収納率の向上、未利用の市有財産の処分の積極的な推進はもとより、市の所有する様々な広告媒体を活用するなど、新たな自主財源の創出に努める必要がある。

取組の概要

ふるさと納税制度の有効活用をはじめ、広報ふくろいや市ホームページにおける有料広告の掲載、公共施設の命名権の販売など、自主財源を確保するための全庁的な取組が必要である。

そのため、先進事例の取組を研究するなどにより、具体的実施方法を制度化またはマニュアル化し、効果的なものから速やかに実施していく。

効果

- ホームページ等の有料広告、行政冊子の有料販売等による自主財源の創出
- 広告協力企業のPRが図られる。
- 自主財源確保のさらなる意識の高揚につながる。
- 行政と企業等との協働事業などの推進が図られる。

延長保育の有料化

(すこやか子ども課)

現状と課題

保育所入所児童の保護者の中には、仕事の都合で、通常の保育所開所時間 11 時間では足りない人が多くいることから、市内全ての認可保育所で、開所時間を 30 分から 1 時間程度延長している。

しかし、保護者からは、延長分の保育料を徴収していない。

取組の概要

他市の状況や幼稚園預かり保育料等を考慮しつつ、平成 23 年度に、延長保育利用料の徴収額や徴収方法など制度の策定と周知を行い、平成 24 年度から、市内全園での実施を図る。

効果

延長保育を利用している保護者から、延長保育料を徴収することで、保育料負担を公平化し、保育サービスの充実を図ることができる。

下水道接続率の向上

(下水道課)

現状と課題

本市の平成 21 年 4 月の下水道接続率は 80.8 % であるが、下水道の目的である公共用水域の水質保全と市民の生活環境改善、公共下水道事業の健全経営を図るためには、下水道供用開始区域内のすべての世帯が下水道へ接続される必要がある。

取組の概要

下水道事業の健全経営のためには、下水道供用開始後の接続率の向上が不可欠であるため、戸別訪問等により未接続世帯への接続を推進する。

効果

公共下水道への接続率が向上することにより、下水道の使用料収入が確保され安定的な経営が図られる。

- 公共用水域の水質保全
- 市民の生活環境向上
- 下水道事業の経営の健全化

みんなで目指す数値目標

下水道接続率

89.0%

年次計画(年度毎)				
H23	H24	H25	H26	H27
下水道接続率				
83.0%	84.5%	86.0%	87.5%	89.0%

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(2)経費の節減合理化等財政の健全化

事業コード	取組事項	頁
7-2-1	全事業の見直し	58
7-2-2	ISO14001の推進	59
7-2-3	都市施設長寿命化計画の推進	60

全事業の見直し

(財政課・企画政策課・総務課)

現状と課題

平成 20 年度後半から続く景気低迷は、緩やかな回復の兆しを見せてはいるものの、依然として先行き不透明な状況である。このような社会情勢の中、これまでも既存事業のスクラップ&ビルドを行っているが、益々多様化・増大している市民ニーズに対応するため、限りある経営資源（人材・財源・情報など）をどのように最適に配分していくかが行政運営上欠くことのできない重要な課題となっている。

取組の概要

年々増加し続ける事務事業において、すべての事業について「事業評価表」を作成し、毎年事業実績を評価・分析することで、事業をゼロベースから見直し、行政が担うべき業務とは何か、市民等と協働して行える事業があるかを検討し、施策の実現のために最も効果的な手法により、「ムダ・ムラ」を削ぎ落とし事業の効率化を図る。

平成 22 年度に全事業の「事業評価表」を作成し、担当課において各事業を自己評価し、その後、内部の評価作業を経て、事業の優先順を区分けした上で平成 23 年度予算へ反映させていく。

今後は、今回の評価作業を通じての課題・問題点等を整理し、評価システム（やり方）の改善を図り、より効率的で効果的な P D C A サイクルの確立を図る。

効果

施策の実現手段である各「事業」を継続的に評価・分析し改善を図っていくことで「P D C A」に基づく行政経営マネジメントサイクルを確立することができる。とともに、市民に事業の「目的」、「効果」を分かりやすく示すことが可能となる。これにより、総合計画を核とした効率的な政策の展開を図ることができる。

ISO14001の推進

(財政課)

現状と課題

市役所本庁舎においては、平成13年3月にISO14001環境マネジメントシステムの認証を取得し、市民に支持される環境行動自治体を目指し、電気・水道・灯油の使用量の低減等省エネルギー化への取組を推進しているが、電気使用量については、IT機器の増加等により若干増加の傾向にある。

取組の概要

袋井市が取り組んでいるISO14001環境マネジメントシステムの電気・水道・灯油の使用量や公用車の燃料消費率の環境目標（現行平成24年度目標・・・3年ごとに目標見直し）達成に向け取組を推進する。

また、環境目標達成のため、LED照明器具や太陽光発電システムの導入やハイブリッド車などの低公害車の導入を計画的に進める。

<環境目標>

電気使用量…電気使用量を平成24年度において平成21年度より3%低減する。

水使用量…水の使用量を平成24年度において平成21年度より3%低減する。

灯油使用量…冷暖房に使用する灯油使用量を平成24年度において平成21年度より3%低減する。

公用車燃料消費率…公用車の燃料消費率を平成24年度において平成21年度より3%向上させる。

効果

ISO14001環境マネジメントシステムを推進することで、環境面の向上や庁舎の電気・水道・灯油の使用量が低減することにより、経費の削減が図られる。

また、市職員自身の環境保全意識の高揚に繋がる。

都市施設長寿命化計画の推進

(関係各課)

現状と課題

厳しい財政状況下において、高度経済成長期に建設された道路、公園、住宅など多くの公共土木（都市）施設が近い将来に更新期を迎え、施設の更新などに大きな費用が必要となる。また、施設に係る維持管理費用の増大も大きな課題である。

取組の概要

予防保全的な維持管理を目指す「施設の長寿命化」によるコスト低減効果の大きい橋梁、公園、住宅について、優先的に取組を進める。

○橋梁

平成 24 年度までに市内 15m 以上の橋梁 126 橋の点検を完了し、平成 25 年度に個別橋梁の修繕方法や優先順位等を定める「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的な補修に着手する。

○公園

平成 24 年度までに、愛野公園等 72 公園について遊具や建屋等の点検を完了し、平成 25 年度に「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的な補修に着手する。

○住宅

平成 22 年度に「公営住宅等長寿命化計画」を策定し、平成 23 年度から予防保全的な維持管理に着手する。

効果

都市施設における維持管理コストの低減と更新時期の平準化が図られ、限られた予算の下で、最適な維持管理が可能となる。

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(3)補助金等の整理合理化

事業コード	取組項目	頁
7-3-1	補助金等の見直し	62

補助金等の見直し

(財政課・関係各課)

現状と課題

財政運営が厳しい中で、個々の補助金等について、目的、効果等、補助金の在り方自体の見直しが求められ、平成 19 年度に補助金の見直しを行い、以降、毎年度補助金データシート及び評価シート等による確認を行っている。

また、平成 22 年度は、補助金の見直し年次で、すべての補助金について、ゼロベースで見直しを図る。

取組の概要

平成 19 年度に設定した見直しの考え方に基づき、毎年度「補助金評価シート」による事後評価を行うとともに、3年ごとに定期的な見直しを行うこととしている。

平成 22 年度は定期見直しの年であることから、19 節「負担金補助及び交付金」に計上されている約 500 件のうち、義務的経費などを除く約 150 件を対象として見直しを行っている。

見直しにあたっては、担当課の評価（補助金評価シート）及び実績報告書、決算書などを基に財務分析を通してランク付けを行い、評価結果について第三者（行政改革推進委員会）の客観的な視点での意見を加味した上で平成 23 年度予算へ反映させていく。

また、市民と行政のパートナーシップの推進に向け、協働まちづくり事業補助金（公募型）への移行を促進していく。

今後は、毎年の評価と3年ごとの定期見直しを継続して行い、平成 27 年度までに総額 3%削減を目標として取り組んでいく。

効果

補助金の定期的な見直しを図ることにより、補助金の効率的な活用と行政運営の公平性につながり、市民の市政への理解を深めることができる。

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(4)公共工事の効率化と品質の向上

事業コード	取組事項	頁
7-4-1	設計図書配布の電子化	64
7-4-2	公共工事の品質確保	65

設計図書配布の電子化

(財政課)

現状と課題

公共工事に係る入札手続きの競争性・透明性の確保や入札参加者の負担軽減を図るため、平成 20 年度に試行開始した電子入札について、段階的に適用範囲を拡大し、平成 23 年度より原則全件を対象とすることとしているが、現行の契約管理システムの老朽化により、電子入札システムとのデータ連携が図れないため、紙入札と比較し事務量が增大することや、設計図書が紙媒体のため、入札参加者の来庁が必要であり、入札手続きの競争性・透明性の確保や入札参加者の大幅な負担軽減には至っていない。

取組の概要

平成 23 年度には、工事入札案件数の 50% を目標に設計図書の電子データ化を実施し、CD-ROM 媒体で配布を行う。

平成 24 年度には、原則全件設計図書の電子データ化をおこなうとともに、本市ホームページ上から設計図書を電子配布するシステムを構築し、年度中に入札参加資格者に対して図書配布受領方法に関する説明を行う。

平成 25 年度当初より電子配布を開始する。

また、平成 24 年度中に静岡県共同利用電子入札システムとデータ連携がとれる契約管理システムの選定・導入作業をおこない、平成 25 年度当初より新システムに移行する。

効果

- 1 工事情報の公告や設計図書配布、入札・開札がインターネットを利用して行われるため、入札の競争性・透明性が図られる。
- 2 自治体業務が電子化することにより、設計図書の受け取りや入札時等の移動・待ち時間の解消及び移動経費の節減など、入札参加者の負担軽減が図られる。

公共工事の品質確保

(財政課)

現状と課題

平成 17 年 4 月に、公共工事の品質確保に関する国及び発注者の責務を明確に規定した「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行された。

袋井市では、品確法の施行に対応するため、平成 19 年度より工事成績の新評価基準（国交省作成）の導入及び総合評価方式による入札の実施など、その対応の充実を図っている。

課題としては、公共工事の品質確保に向けて推進する必要があるものとして、入札制度の改善（3 条）、公共工事に関する調査設計業務の検査及び評価（3 条）、工事施工中及び完成時の施行状況の確認・評価（6 条）、体制の整備（6 条）等が上げられる。

取組の概要

1 建設工事に係る調査設計業務委託の検査制度の整備

「委託業務成績評定要領」及び「委託業務成績評価基準」を作成し、関係者への周知期間を設け、試行期間（評価演習と評価レベルの統一）を経て体制の整備と合わせて段階的に実施する。

2 建設工事の中間（技術）検査の導入

「中間（技術）検査実施要領」を作成し、試行期間（検査演習と実施規模の確認）を経て体制の整備と合わせて段階的に実施する。

効果

建設工事が、設計から工事完了に至る各段階において、客観的指標により成績評価されることにより、公共工事の品質が向上し、市民生活及び地域経済の基盤となる優良な社会資本整備が図られるとともに、事業者の技術力の向上も期待できる。